定　　款

Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社

定　款

第1章　総　則

（商号）

第1条　当会社は、G－FACTORY株式会社と称し、英文表記では、G－FACTORY　CO.，LTD.と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 飲食店の経営および経営委託

(2) 飲食店の企画、設計、デザイン、内装および外装工事

(3) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および経営指導

(4) 生鮮食品、加工食料品、冷凍食料品の販売

(5) 経営コンサルタント業

(6) 有価証券の取得、投資、保有、運用

(7) 企業の合併、買収、提携の企画および斡旋

(8) 企業の合併、買収、提携に関するコンサルティング業務

(9) 企業財務および企業価値に関する評価ならびに分析

(10) 企業経営に関する調査、分析、診断、指導、計画ならびにそれらの情報提供

(11) 家具・インテリア用品の輸入および売買

(12) 什器備品の売買

(13) 内外装材料および建築資材の売買

(14) 看板の売買

(15) 厨房設備機器の売買および設置

(16) 空調設備機器の売買および設置

(17) 給水、排水設備機器の売買および設置

(18) 音響設備機器の売買

(19) コンピューターおよびソフトの売買

(20) 美容機器・エステ機器の売買

(21) 建築工事および設備工事の請負、設計および管理

(23) 不動産に関するコンサルタント業

(24) コンピューターの利用による情報通信サービスの提供

(25) 貸金業・融資の斡旋の代行業

(26) 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業

(27) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業

(28) 不動産売買および賃貸管理

(29) 不動産売買および賃貸の仲介業務

(30)) 不動産の有効活用におけるコンサルティング

(31) 建築計画・資金計画・返済計画の企画立案

(32) 古物の売買

(33) 店舗関連用品のリース業ならびにレンタル業

(34) 売電事業

(35)デジタルコンテンツの企画、制作及び販売

(36)前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

(発行可能株式総数)

第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第７条　当会社の普通株式の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条　当会社の株式もしくは新株予約権に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株　主　総　会

（招　　集）

第11条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

（決　　議）

第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第16条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、８名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3　当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

2　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議）

第25条　取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第28条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第33条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）

第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）

第35条　監査等委員会の運営について法令または本定款に別段の定めのない事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第37条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものみなす。

（会計監査人の報酬等）

第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第39条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章　計　　算

（事業年度）

第40条　当会社の事業年度は、毎年1月1日から１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当の基準日）

第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月３０日を基準日として中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第44条　剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。